

産業廃棄物収集運搬業に係る電子申請について

広島県では、（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（PCB 廃棄物を含むもの及び積替保管を含むものを除く）の許可申請について、電子申請することができます。

令和 6 年 4 月からは、優良認定申請（要件に適合する方）も更新許可申請に併せて電子申請が可能です。

※なお、インターネットバンキング又はペイジー対応 ATM を利用した手数料の電子納付が必要です。

①申請方法（※詳細は「操作マニュアル（申請者用）」を確認ください。）

（1）次表の事務所ごとの申請区分をクリックして**管轄する事務所等の電子申請システム**へアクセスしてください。（県 HP [\[https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-shinsei-shinsei-top.html\]](https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-shinsei-shinsei-top.html) から

申請可能。令和 6 年 4 月より、最初に管轄事務所等と申請区分を選んでからの申請となります。）

※代理人（行政書士）による申請も可能です。

※※管轄する事務所等については、次により確認してください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-shinsei-sanpai-madoguchi.html>

※※※優良認定申請については、次により確認してください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-yurynintei-yuryoka-top.html>

管轄する 厚生環境事務所 ・支所等	西部厚生 環境事務所	西部厚生 環境事務所 広島支所	西部厚生 環境事務所 呉支所	西部東 厚生 環境事務所	東部厚生 環境事務所	東部厚生 環境事務所 福山支所	北部厚生 環境事務所	県庁 産業廃棄 物対策課
申請区分	大竹市、 廿日市市	府中町、海田 町、熊野町、 坂町、安芸高 田市、安芸太 田町、北広島 町	江田島市	竹原市、 東広島市、 大崎上島町	三原市、 尾道市、 世羅町	府中市、 神石高原町 （福山市にのみ に事業場等有 る者の県知事許 可に関するこ と）	三次市、 庄原市	（広島市、呉 市又は県外の みに事業場等 がある者の県 知事許可に関 すること）
産業廃棄物 新規許可申請	西部 産廃新規	西部広島 産廃新規	西部呉 産廃新規	西部東 産廃新規	東部 産廃新規	東部福山 産廃新規	北部 産廃新規	産廃課 産廃新規
産業廃棄物 更新許可申請	西部 産廃更新	西部広島 産廃更新	西部呉 産廃更新	西部東 産廃更新	東部 産廃更新	東部福山 産廃更新	北部 産廃更新	産廃課 産廃更新
特別管理産業廃棄物 新規許可申請	西部 特管新規	西部広島 特管新規	西部呉 特管新規	西部東 特管新規	東部 特管新規	東部福山 特管新規	北部 特管新規	産廃課 特管新規
特別管理産業廃棄物 更新許可申請	西部 特管更新	西部広島 特管更新	西部呉 特管更新	西部東 特管更新	東部 特管更新	東部福山 特管更新	北部 特管更新	産廃課 特管更新

（2）画面の指示に従って申請情報を入力し、申請書類をアップロード（提出）してください。

注 1 添付ファイルの合計サイズの上限は 100MB です。添付書類が多いため、準備してから入力してください。
2 様式は県 HP（[普通](#)・[特管](#)）よりダウンロードしてください。
3 先行許可証の原本及び現に所持している当該申請に係る許可証は郵送又は窓口への持参により提出してください。先行許可証は確認後、直ちに返却しますので、郵送希望の場合は、返信用封筒（レターパック又は 530 円切手貼付）を同封してください。

（3）申請書類に不備がある場合は、メール等で連絡しますので、システムから修正してください。

（4）補正事項がなければ、県から利用者登録したメールアドレス宛てに受理通知メールが届きます。メールの指示に従って、手数料を電子納付してください。

注 インターネットバンキング又はペイジー対応 ATM を利用した手数料の払い込み操作が必要です。
下記リンクとご自身の支払い環境等を事前に確認してから、手続きを開始してください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/265/denshi-shinsei-payeasy.html>

（5）審査の結果、適合と判断した場合は返信用封筒又は窓口により許可証を交付します。

（郵送による交付を希望される場合）

- 宛先を記入した返信用封筒（レターパック又は 530 円切手貼付）が必要になりますので、許可証の交付までに管轄窓口へ送付してください。
- 先行許可証を利用する場合は、先行許可証を送付する封筒に、「先行許可証の返信用封筒」と「許可証の返信用封筒」を同封してください。（※レターパック又は返信用封筒（530 円切手貼付）を同封）

②注意事項

重要（※よく内容を確認してください）

- ◆手数料納付日が申請受付日となるため、余裕を持って申請してください。
※更新許可申請は、許可有効年月日までに申請手数料が納付されない場合、許可が失効します。
※更新許可申請の受付期間は、許可有効年月日の20日前以前です。
※講習修了証及び公的機関発行書類は、手数料納付日時点で有効期限内のものがが必要です。申込時点で有効期限まで20日を切る書類がある場合は、再発行又は直接担当窓口まで書面申請してください。
- ◆許可有効年月日の2か月前以前に更新許可申請が行われた場合は、更新の許可処分をした日を次の有効期間の起算日とするため、従来の許可の有効期限が短くなります。
- ◆受付印を押印した申請書の写しの交付は行いませんが、申込内容照会から手続状況を確認できます。
- ◆手数料納付後の申請手数料の返還はできません。
- ◆「[産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引き](#)」を参照してください。

③手続きの流れ

【利用者登録（事前準備）】

電子申請システムのトップページにアクセスし、「利用者登録」からアカウントを作成する。
（※既にアカウントをお持ちの方は【申請手続】へ）



【申請手続】

- ① 県のホームページから、管轄事務所別・申請区分別の申込ページにアクセスする。



- ② 画面の指示に従って申請情報を入力し、申請書類一式をアップロードする。



- ③ 担当窓口で申請書類の事前審査を行います。補正事項がなければ、受理通知メールが届きます。



【申請手数料納付】へ

※ 申請手数料納付は、担当窓口から「受理通知メール」が届いた後でなければ、納付手続には進めません。

【申請手数料納付】

- ① 電子申請システムにアクセスし、「申込内容照会」から、該当の申請を照会する。（ログインしていない場合は、「整理番号」「パスワード」を入力する。）



- ② 「収納機関番号」「納付番号」「確認番号」「納付区分」を確認する。

納付情報		最新データ表示
収納機関番号	11001	【インターネットバンクでお支払いされる方はこちら】
納付番号	90640204031600	
確認番号	401426	
納付区分	90011	
支払可能期限	2020年12月18日	
納付内容（漢字）	違反デスト1	
納付内容（カナ）	レンケイデスト1	
納付額	¥1,000	
納付済額		
納付状況	※最新の納付情報を確認する場合は、「最新データ表示」ボタンを押してください。	



- ③ インターネットバンキング又はペイジー対応のATMから、納付手続を行う。



【手続完了】

※ 受理通知メールに記載の納付期限までに納付手続を行ってください。

※ 納付期限は、原則、受理通知メールの送信日から5営業日後です。